

個別法における「指示」について

○ 地方分権推進計画（平成 10 年 5 月 29 日）（抜粋）

第 2 国と地方公共団体との役割分担及び国と地方公共団体の新しい関係

4 地方公共団体に対する国又は都道府県の関与等の在り方

(1) 地方公共団体に対する国又は都道府県の関与等の基準

ク 指示

(ア) 国は、地方公共団体の行政については、以下の場合等特に必要と認められるときを除き、地方公共団体がその自治事務の処理について国又は都道府県の指示に従わなければならないこととすることのないようにしなければならない。

a 国民の生命、健康、安全に直接関係する事務の処理に関する場合

b 広域的な被害のまん延防止の観点からの事務の処理に関する場合

(イ) 国は、地方公共団体の行政については、法定受託事務の適正な処理を確保するため特に必要と認められる事項及び場合には、地方公共団体に対し指示を行うことができる。

○ 自治事務に係る特別の関与のメルクマール（地方分権推進計画別紙 1 末尾より抜粋）

(3) 指示

メルクマール(j) 国民の生命、健康、安全に直接関係する事務の処理に関する場合

メルクマール(k) 広域的な被害のまん延防止の観点からの事務の処理に関する場合

メルクマール(1) その他、個別の法律における必要性から特別に国が指示することができる場合

○ 地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）

（関与の基本原則）

第二百四十五条の三 （略）

2～5 （略）

6 国は、国民の生命、身体又は財産の保護のため緊急に自治事務の的確な処理を確保する必要がある場合等特に必要と認められる場合を除き、自治事務の処理に関し、普通地方公共団体が、普通地方公共団体に対する国又は都道府県の関与のうち第二百四十五条第一号へ（注：指示）に規定する行為に従わなければならないこととすることのないようにしなければならない。

○ 個別法における「指示」の規定（例）について

<自治事務の処理に関する指示>

1) 警察法（昭和二十九年法律第百六十二号）

（広域組織犯罪等に対処するための措置）

第六十一条の三 長官（注：警察庁長官）は、広域組織犯罪等に対処するため必要があると認めるときは、都道府県警察に対し、広域組織犯罪等の処理に係る関係都道府県警察間の分担その他の広域組織犯罪等に対処するための警察の態勢に関する事項について、必要な指示をすることができる。

2 （略）

2) 災害対策基本法（昭和三十六年法律第二百二十三号）

（非常災害対策本部長の権限）

第二十八条 （略）

2 非常災害対策本部長は、当該非常災害対策本部の所管区域における災害応急対策を的確かつ迅速に実施するため特に必要があると認めるときは、その必要な限度において、関係指定地方行政機関の長、地方公共団体の長その他の執行機関並びに指定公共機関及び指定地方公共機関に対し、必要な指示をすることができる。

3・4 （略）

3) 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成十年法律第百十四号）

（厚生労働大臣の指示）

第六十三条の二 厚生労働大臣は、感染症の発生を予防し、又はそのまん延を防止するため緊急の必要があると認めるときは、都道府県知事に対し、この法律（第八章を除く。）又はこの法律に基づく政令の規定により都道府県知事が行う事務に関し必要な指示をすることができる。

4) 家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第百六十六号）

（農林水産大臣の都道府県知事に対する指示）

第四十七条 農林水産大臣は、家畜の伝染性疾病の発生又はまん延により、畜産に重大な影響を及ぼすおそれがあるときは、都道府県知事に第六条、第九条、第十七条、第二十六条第一項若しくは第三項、第三十条、第三十一条、第三十二条第一項、第三十三条又は第三十四条の規定による措置を実施すべき旨を指示することができる。

5) 建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）

（特定行政庁等に対する指示等）

第十七条 国土交通大臣は、都道府県若しくは市町村の建築主事の処分がこの法律若しくはこれに基づく命令の規定に違反し、又は都道府県若しくは市町村の建築主事がこれらの規定に基づく処分を怠っている場合において、国の利害に重大な関係がある建築物に関し必要があると認めるときは、当該都道府県知事又は市町村の長に対して、期限を定めて、都道府県又は市町村の建築主事に対し必要な措置を命ずべきことを指示することができる。

2～12 （略）

<法定受託事務の処理に関する指示>

1) 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成十年法律第百十四号）

（厚生労働大臣の指示）

第五十一条の二 厚生労働大臣は、新感染症の発生を予防し、又はそのまん延を防止するため緊急の必要があると認めるときは、都道府県知事に対し、第四十五条第一項、第四十六条第一項、第三項若しくは第四項、第四十七条、第四十八条第一項若しくは第四項、第五十条第一項又は第五十条の二第一項若しくは第二項の規定により都道府県知事が行う事務に関し必要な指示をすることができる。

2・3 （略）

2) 旅券法（昭和二十六年法律第二百六十七号）

（外務大臣の指示）

第二十一条の四 外務大臣は、国内外の情勢の急激な変化、人道上の理由その他の事由により必要と認めるときは、都道府県知事に対し、この法律又はこの法律に基づく政令の規定により都道府県知事が行う事務に関し必要な指示を行うことができる。

3) 武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成十六年法律第百十二号）

（武力攻撃災害への対処）

第九十七条 （略）

2 （略）

3 対策本部長（注：閣議により臨時に内閣に設置された武力攻撃事態等対策本部の長。内閣総理大臣をもって充てる）は、武力攻撃災害を防除し、及び軽減するため特に必要があると認めるときは、都道府県知事に対し、所要の武力攻撃災害への対処に関する措置を講ずべきことを指示することができる。

4～7 （略）

4) 戸籍法（昭和二十二年法律第二百二十四号）

第三条 （略）

② 市役所又は町村役場の所在地を管轄する法務局又は地方法務局の長は、戸籍事務の処理に関し必要があると認めるときは、市町村長に対し、報告を求め、又は助言若しくは勧告をすることができる。この場合において、戸籍事務の処理の適正を確保するため特に必要があると認めるときは、指示をすることができる。

③ （略）

5) 生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）

（事務監査）

第二十三条 厚生労働大臣は都道府県知事及び市町村長の行うこの法律の施行に関する事務について、都道府県知事は市町村長の行うこの法律の施行に関する事務について、その指定する職員に、その監査を行わせなければならない。

2 前項の規定により指定された職員は、都道府県知事又は市町村長に対し、必要と認める資料の提出若しくは説明を求め、又は必要と認める指示をすることができる。

3 （略）